

平成29年度 国・県に提案、要望する主要事業

【鳥取市】

番号	項目	要望内容	提案・要望先	新・継	市所管部課
1	マイナンバー制度の導入に係る財政支援について	個人番号カードの交付事務について、平成29年度以降においても、制度の段階施行及びカード利用拡大等に応じた申請の継続が見込まれ、住基カードからの切り替えに伴うカード廃止事務や公的個人認証の定期更新、紛失等による再発行、住民異動に伴う券面記載事項変更等、継続して事務が発生し、窓口事務量が恒常的に増加することから、これら交付事務等の円滑な実施を図るための体制整備に対して、継続的に十分な財政支援をお願いしたい。	総務省 県・総務部	継続	総務部 総務課
2	補助金・交付金等に関する情報の早期提供と交付要件の緩和について	選挙権年齢の引下げや緊急経済対策など、国の政策で行われ、地方が対応せざるを得ないシステム改修等に係る経費への財政措置については、予算措置や年度内完了を補助金等の交付要件としながらも、国からの情報の発出時期が遅れる事象が見受けられる。この場合、見込みで予算措置をせざるを得ず、事後に制度の全容が明らかになってから地方負担の発生が判明することとなり、この積み重ねが地方財政を圧迫するとともに、議会・住民の行政に対する不信感につながるものが懸念される。国の責任において進められる以上、予めの地方の予算措置を補助金等の交付要件としないなど事務手続きの見直しを求める。	全省庁	新規	総務部 行財政改革課
3	県費補助金交付に係る市町村の義務負担の見直しについて	近年、鳥取県が新たに設ける間接補助制度について、市町村に義務負担を求める例があり、財政に余裕の無いこともあって補助対象者からの苦情が多い。市町村の計画的な財政運営を後押しする観点からも、直接補助制度としての運用を推進していただきたい。また、間接補助制度とする場合であっても市町村の義務負担を求めることのないよう制度設計されることをお願いしたい。	県・総務部	継続	総務部 行財政改革課
4	中核市への移行について	1 移譲事務の調整について 平成30年4月1日の円滑な中核市移行に向けて、事務事業の調整、事務引継ぎに関し、引き続き県の特段の指導、支援をお願いしたい。 2 財政支援について 中核市移行に伴い、本市の保健所設置に係る初期投資及び運営に係る財政負担について、積極的な財政支援をお願いしたい。 3 人的支援について 事務移譲を受けるにあたって、専門職の確保が重要であり、また専門知識やノウハウが必要となるため、専門職員の派遣や研修の受入れ等、人材の支援をお願いしたい。	総務省 県・地域振興部	継続	総務部 中核市推進局

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
5	地籍調査事業の推進について	<p>地籍調査の成果は、被災後の迅速な復旧に大きく貢献するものであり、近年の発災状況を見ても必要性は高まっている。本市では要調査面積が661.72km²と広大な面積を有する中で事業推進に努めているところであるが、進捗率は約22%と全国平均を大きく下回っている。このため一層の事業量拡大が必要な状況となっており、次の事項について特段の配慮をお願いしたい。</p> <p>(1) 地籍調査事業実施にかかる予算額の確保〈国・県〉</p> <p>(2) 地籍調査事業の推進を図るため、地籍調査にかかる職員の人件費についての国庫補助対象化〈国〉</p>	国土交通省 県・農林水産部	新規	総務調整局 財産経営課
6	公共施設の老朽化対策に係る支援制度の充実及び期間延長について	<p>公共施設の老朽化対策として実施する施設の集約化・複合化等に対する地方財政措置（公共施設最適化事業債等）の対象期間が平成29年度となっているが、事業化に向けては、施設利用者との調整や設計などの期間が必要であり、実施が困難となっている。また、「公共施設等総合管理計画」の策定期限が平成28年度末であることを踏まえ、地方財政措置の期間延長をお願いしたい。</p> <p>あわせて、住民の安全確保のため、老朽化した不要施設の除却を進めることも重要であり、公共施設等の除却についての地方債の特例措置についての交付税算定をお願いしたい。</p>	総務省 県・総務部	新規	総務調整局 財産経営課
7	情報通信インフラの新技术への対応について	<p>全国の多くの自治体では、国のIT戦略に基づき地域のデジタルデバインドやブロードバンドゼロの解消等を目的に情報通信インフラを整備しており、本市においても全市域にケーブルテレビ網を整備してきたところである。</p> <p>これらのインフラの維持にあたっては、老朽化に伴う設備更新や時代に合わせたF T T H化による超高速インターネットや次世代放送サービス（4 K 8 K）などの新技术への対応が必要であり、本市においても莫大な財政負担を求められる状況にあるため、国の積極的な支援策の創設をお願いしたい。</p>	総務省	継続	総務調整局 情報政策課
8	防災情報の伝達・手段の充実強化について	<p>同報系の防災行政無線は、防災情報を住民に伝達する重要な伝達手段のひとつであり、本市では、現在、老朽化している設備のデジタル化による更新に着手したところである。一方、移動系の防災行政無線についても、新スプリアス規格に対応するため、平成33年5月までにデジタル化を含めて更新を検討していく必要がある。</p> <p>緊急防災・減災事業債は、平成28年度まで延長されたところではあるが、平成29年度以降も防災情報の伝達に係る事業を継続して実施して行う必要があり、継続的な財政支援をお願いしたい。</p>	総務省 県・危機管理局	継続	防災調整監 危機管理課
9	インターネット上における人権侵害の防止について	<p>インターネット上における人権侵害を防止するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じることをお願いしたい。</p>	総務省 法務省 県・総務部人権局	継続	人権政策監 人権推進課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
10	人権救済制度の確立について	人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立していただきたい。	法務省 県・総務部人権局	継続	人権政策監 人権推進課
11	ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備について	特定の国籍の外国人や人種、民族へのヘイトスピーチが行われており、社会問題化している状況であり、国においては、現行法令の見直しを含め、ヘイトスピーチを禁止する等の必要な法整備を行うことをお願いしたい。	法務省 県・総務部人権局	継続	人権政策監 人権推進課
12	女性の職業生活における活躍の推進について	現在、従業員300人以下の企業の一般事業主行動計画策定は努力義務とされている。しかし、当該規模の企業が大部分を占める地方において、女性の活躍推進を進めるうえで計画の策定は欠かせない。策定企業への優遇措置の拡充を検討され、地方においても推進しやすい制度づくりを進めていただきたい。	内閣府男女共同参画局 県・元気づくり総本部	新規	人権推進監 男女共同参画課
13	仕事と育児・介護を両立できる職場環境の整備について	ワーク・ライフ・バランスの推進のために育児・介護休業期間中の所得補償の拡大など制度取得のための支援を拡充すること。 また、「マタハラ」「パタハラ」などのハラスメント防止策の強化を進めること。	厚生労働省 県・元気づくり総本部	新規	人権推進監 男女共同参画課
14	地方創生の推進について 《重点要望》	地方創生の推進に向け、雇用の充実・若者定住の促進、子育て・教育環境の整備、安心安全なまちづくり等の取組を行っている。国と地方が一体となって地方創生の取組を深化・推進させるため、国としての共通課題に対する取組を強化し、地方が担う事務と責任に合った恒久的な財源を確保していただきたい。 また、地方の自主性・独自性を最大限発揮できるよう、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、「地方創生推進交付金」が翌年度以降も継続又は新たな交付金が創設される場合は、2分の1の地方負担を交付税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付するとともに、柔軟な制度設計・運用としていただきたい。	内閣府 県・元気づくり総本部 県・地域振興部	継続	企画推進部 政策企画課
15	国の機関などの地方移転について	人口減少の背景にある構造的課題を解決するために国が果たすべき役割は大きく、中長期的視点に立って企業・政府関係機関等の地方移転を積極的に進めていただきたい。	内閣府 県・地域振興部	継続	企画推進部 政策企画課
16	地方国公立大学における学部・学科等の拡充について	地方においても高度で魅力ある教育が受けられるよう、地方国公立大学における地域や学生のニーズに対応した学部・学科等を拡充していただきたい。	文部科学省 県・教育委員会	継続	企画推進部 政策企画課
17	連携中枢都市圏構想の推進について	連携中枢都市圏形成の機運の高揚を図り、取組を実効性のあるものとするため、連携自治体に対する財政措置を拡充していただきたい。	総務省 県・地域振興部	新規	企画推進部 政策企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
18	鳥取県立美術館の建設について 《重点要望》	<p>県は、6市町から推薦のあった候補地など13カ所のうち4カ所を適地として選び、今後、県民意識調査などを経て、県美術館整備基本構想検討委員会で1カ所に絞り込むこととしている。</p> <p>現在、本市が候補地として推薦した「鳥取市役所跡地」「鳥取砂丘西側一帯」の2カ所が適地として残っているが、いずれも公共交通による交通アクセスが便利で他の文化施設や社会教育施設との連携がしやすく、県が示した立地条件に合致する適地である。</p> <p>昨年11月、「県都・鳥取市に県立美術館の建設を願う会」が53,118名の署名を集め、県知事に要望された。また、今年6月には、県東部町長会が本市への美術館建設を県知事等に要望されたところである。</p> <p>公立美術館は民間の美術館と設立趣旨が異なるため、単純に数字だけで評価することはできないが、様々な団体や人々とのつながりを持ちながら、開館時の入館者数をいかに維持し、少しでも増やしていけるかが重要である。</p> <p>本市は、経済団体、文化芸術団体、教育支援団体、自治会など多くの市民、東部圏域住民が一つになって、美術館の利用者・入場者増につながる協力支援を継続的に行う体制が整っている。</p> <p>また、建設に当たっては土地の提供など可能な限りの協力も行いたいと考えており、是非とも本市へ建設していただきたい。</p>	県・教育委員会	継続	企画推進部 文化交流課
19	消費者行政における市町村の相談業務に対する支援について	<p>消費者生活相談の複雑化、高度化が進むなか、消費者被害未然防止に向けた啓発活動や相談体制の充実など、消費者行政の強化に取り組む必要がある。このため、国においては地方消費者行政推進交付金の継続をお願いしたい。また、県においては国への働きかけをお願いしたい。</p>	消費者庁 県・くらしの安心局	継続	地域振興局 市民総合相談課
20	介護保険制度等における特別徴収の取扱いについて	<p>現在、介護保険制度において、当初特別徴収対象者の要件を満たしてから特別徴収が開始されるまで、原則半年かかるものであるが、特別徴収の導入された意義を踏まえ、対象者の要件を満たしてから特別徴収が開始されるまでの間隔のさらなる短縮を検討されたい。</p> <p>また、年金差止、年金担保貸付の返済開始あるいは保険料の減額決定等による年度途中での特別徴収の中止者を中止事由に該当しなくなったため再開する場合、現行年次処理での把握となっているため最大1年以上の間隔が生じる場合があるが、特別徴収への迅速な対応が求められることを考慮し、年度中途での把握対象（月次処理）としての取扱いを検討されたい。</p> <p>上記の介護保険制度における特別徴収の取扱いについては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においても同様な取扱いとされており、上記要望の特別徴収の取扱いを国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においても導入されるよう検討されたい。</p>	厚生労働省	継続	福祉保健部 高齢社会課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
21	地方単独事業実施市町村に対する国民健康保険に係る国庫負担金等の減額措置の見直しについて	<p>地方自治体が条例等を制定して実施している医療費助成制度は、少子化対策、生活弱者対策として地方が地域の实情に応じて行っているものであるが、現下の社会情勢においては、必要かつ不可欠な制度となっている。</p> <p>現在、子どもの医療費に係る減額措置については、少子化対策の観点から見直しの議論が行われているが、生活に支援が必要な障がい者やひとり親家庭に対する医療費助成に係る減額措置については、見直しの議論の対象とはなっていない。</p> <p>地方の努力に対し、国民健康保険にのみ負担を強いる不合理的な措置は、地方創生の理念に反するものであり、子どもの医療費のみならず、その他の医療費助成事業に関しても、国保に係る国庫支出金が減額されることのないよう見直しをお願いしたい。</p>	厚生労働省 県・福祉保健部	継続	福祉保健部 保険年金課
22	国保会計が受けている国庫支出金の減額措置（ペナルティ）に対する財政支援について	<p>特別医療費助成の実施により市町村国保が国から受けている国庫支出金の減額措置（ペナルティ）は、平成23年度の鳥取県小児特別医療費助成制度の大幅な対象者拡大等によってさらに増大し、市町村国保会計に深刻な影響を及ぼすとともに、国保会計を支える一般会計にとっても大きな負担となっている。特別医療費助成は、鳥取県と市町村が共同で実施しているものであり、この減額分に対しても一体のものとして県に2分の1の財政負担をお願いしたい。</p> <p>また、本要望に対して県が回答されている内容は「国保は市町村が主体。県は法に基づく応分の負担をすることが役割であり法定外の負担は行わない。」というものである。平成30年度から財政運営責任主体が鳥取県に移行するにあたって、この減額分が国保料に上乗せされることについて県内市町村または県民にどのように説明されるのか考え方を示していただきたい。</p>	県・福祉保健部	継続	福祉保健部 保険年金課
23	佐治診療所及び鳥取市立病院への医師派遣について	<p>平成29年度以降も鳥取市佐治町診療所への自治医科大学卒業医師の派遣を継続していただきたい。</p> <p>また、鳥取市立病院は、内科、神経内科、耳鼻咽喉科、産婦人科を始め多くの診療科で医師が不足しており、独自の奨学金制度を創設するなど、医師確保に向けた様々な努力を続けているが、大変苦慮しているのが実情である。</p> <p>地域医療を守っていくためにも、佐治町診療所に加え、鳥取市立病院へも自治医科大学卒業医師の派遣をお願いしたい。</p>	県・福祉保健部	継続	福祉保健部 保険年金課 鳥取市立病院
24	国民健康保険の財政責任主体の都道府県化について	<p>平成28年度から国保の財政運営責任主体が県に移行するための具体的な協議が始まるが、県・市町村の役割分担においては、保険給付費の支払い事務や海外療養費の審査事務、第三者行為求償事務等、県下で一元的に行うことにより、スケールメリットによる効率化が図られるものについては、積極的に実施していただきたい。</p> <p>また、国保料の標準料率の設定方法については、各市町村の地域事情が反映されたものとなるように配慮いただくとともに、将来的に県内市町村間の負担水準の地域格差が平準化されるような設計をお願いしたい。</p>	県・福祉保健部	新規	福祉保健部 保険年金課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
25	国民健康保険の財政責任主体の都道府県化に係る市町村の予算編成について	平成30年度の予算編成作業（平成29年度）にあたり、各種係数を含む国の予算編成方針及び県の納付金額をできるだけ早期に示していただきたい。 現在と同じく国の予算編成方針の発出が12月末であれば、都道府県からの納付金の提示が最短でも年始となることが想定されるが、その後市の予算編成作業を行うことになると、スケジュール的に当市議会への新年度予算案の上程に支障をきたすことになる。市町村の予算要求スケジュールを考慮した仕組みとしていただきたい。	厚生労働省 県・福祉保健部	新規	福祉保健部 保険年金課
26	障害福祉サービス事業所（グループホーム）施設整備及び運営の財政支援について	障がい者の福祉施設入所者や入院中の医療機関からの地域生活への移行を推進するにあたり、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活の援助を行うことのできるグループホームが必要であるが、本市では不足している状況にある。グループホームの増設については、医療機関や社会福祉法人、医療法人等への要請を進めているが、設立及び運営するために必要な財政的支援を要望する。	厚生労働省 県・福祉保健部	継続	福祉保健部 障がい福祉課
27	地域生活支援事業における確実な財源措置について	地域生活支援事業は、原則、国50%、県25%、市25%の負担割合で事業を実施することとされているが、50%の国庫補助が確保されず、事業に係る市費負担が年々増大している。 地域の実情や利用者のニーズに応じて実施する事業が円滑に行えるよう、国庫補助の拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じていただきたい。	厚生労働省	新規	福祉保健部 障がい福祉課
28	とっとり東部権利擁護支援センターの運営支援について	成年後見制度の利用において、法人後見でなければ対応できない、認知症や障がい、生活困窮など複合的な困難事案が増加しており、県及び県東部4町とともに運営費補助を行っている「とっとり東部権利擁護支援センター」では、人員増員がなければ事業の安定運営に支障をきたすとの状況報告を受けている。 本市においても人員体制の確保と安定的な組織運営のために、今年度中にも運営補助金の増額を検討しているが、県におかれても補助金の増額について検討いただきたい。	県・福祉保健部	新規	福祉保健部 地域包括ケア推進課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
29	保育施策に対する支援の充実・強化について 《重点要望》	<p>待機児童数の増加が全国的な社会問題となっており、本市でも待機児童を出さないよう保育士の確保や保育施設の整備等に鋭意努力しているが、個々の自治体での対応には限界がある。</p> <p>子ども・子育て支援新制度の実施主体である自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を柔軟に展開することができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、制度の改善・充実を図ることをお願いしたい。</p> <p>(1) 保育士の給与改善など、処遇改善に必要となる財源の確保をお願いしたい。また、潜在保育士の職場復帰を促すため、鳥取県保育士・保育所支援センターを開設し、就職準備金等の貸付や再就職支援セミナーの開催などの支援を行っていただいているところであるが、引き続き確保策を講じていただきたい。</p> <p>(2) 「安心こども基金」を活用した保育施設の整備について、継続した財政措置を講じるとともに、株式会社等の民間事業者が行う保育所や小規模保育事業所の新築なども補助対象とするなどの要件緩和を行っていただきたい。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援新制度のスタート以降、本市では増加する3歳未満児の入所希望者に対応するため、小規模保育事業所4園の開設に助成を行うなどにより、待機児童を出さないための定員を増やす取り組みを行ってきた。今後も入所希望者が増加することが予想される中、事業者負担を軽減し、更なる民間事業者の参入を促すためにも、保育施設整備に対する県独自の上乗せ補助の創設をお願いしたい。</p>	内閣府（少子化対策） 厚生労働省 文部科学省 県・福祉保健部	新規	健康・子育て推進局 児童家庭課
30	幼稚園就園奨励費補助等の拡充	<p>国においては、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助を実施しているところである。しかし、この国庫補助率は年々改善されているものの圧縮率を乗じて減額して交付されているため3分の1に満たない状況であり、補助率どおりの交付をお願いしたい。</p> <p>また、県においては、前記の国庫補助の減額交付が解消されるまでの間、その差額分について助成をいただくとともに、幼稚園保護者の一層の負担軽減及び幼稚園と保育園との保護者負担の公平化を図り、もって待機児童対策に資することとするため、幼稚園保育料軽減のための県の財政的支援をお願いしたい。</p>	文部科学省 県・福祉保健部	新規	健康・子育て推進局 児童家庭課
31	子どもの貧困対策の充実について	平成28年度「地域子供の未来応援交付金」を活用し、実態やニーズ把握を行い、必要な施策や連携・推進体制の整備などの子どもの貧困対策を総合的に推進する計画の策定を行うようにしている。子どもの貧困対策を効果的に進めるため予算を恒久化し、運用を弾力化することをお願いしたい。	内閣府（少子化対策）	新規	こども発達・家庭支援センター

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
32	分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進について	<p>自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築、平成28年4月より始まった電力の小売り自由化を踏まえた地域経済循環の創出を図るため、本市では総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進している。</p> <p>このプロジェクトにおいて、平成27年度に、「鳥取市スマートエネルギータウン構想」の策定、地域電力会社「(株)とっとり市民電力」と、産業育成プラットフォーム「とっとり環境エネルギーアライアンス合同会社」を設立し、再生可能エネルギーによる電力販売事業、電源開発、熱電供給事業を進め、地域内資金循環を促進していく。</p> <p>本プロジェクトを進めるにあたり、以下の事項について格段のご配慮をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本県のエネルギー資源として有力である木質等バイオマス燃料の利用促進・安定供給に向けた取組支援 ○地域内資金循環を図るためのとっとり市民電力に対する水力等地域エネルギーの電源確保 ○熱電供給事業の推進に向けた財政支援 ○地域再生エネルギーの利活用に向けた財政支援制度のさらなる充実 	県・生活環境部	継続	経済観光部 経済・雇用戦略課
33	鳥取砂丘周辺渋滞対策について	鳥取砂丘周辺の交通渋滞対策について、国土交通省、鳥取県、鳥取市、鳥取県警察本部、鳥取警察署等の関係者で構成する「鳥取市周辺渋滞対策検討協議会」で実施しているところである。本市では、交通誘導員配置及びシャトルバス運行補助等の経費のほか、臨時駐車場運営、広報といった多くの経費が必要となっており、本市財政を圧迫している現状である。このような状況を踏まえ、国・県においても渋滞対策の運営体制及び適正な経費負担をお願いしたい。また観光客の2次交通確保という視点も渋滞対策には含まれている。県土整備部だけでなく、県の観光部局の鳥取市周辺渋滞対策検討協議会参加も検討していただきたい。	国土交通省 県・文化観光 スポーツ局 県・県土整備部	継続	経済観光部 鳥取砂丘・ジオ パーク推進課
34	環太平洋連携協定（TPP）について	TPPについては、本市農業者の不安感も大きく、安価な農林水産物の流入等により再生産可能な農業経営が継続できないことが危惧されている。国においては国内の農林水産業への影響がないよう、実効ある支援策の拡充、継続をお願いしたい。	県・農林水産部	継続	農林水産部 農業振興課
35	林道事業の整備促進について（県営事業）	<p>下記事業の整備を促進していただきたい。</p> <p>【継続事業】 青谷地域・・・林道桑原河内線 用瀬地域・・・林道籠山線</p>	県・農林水産部	継続	農林水産部 林務水産課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
36	保安林の保全対策について	鳥取砂丘から連なる福部海岸林は、山陰海岸国立公園内及び世界ジオパークの中にあつて白砂青松の美しい海岸をなし、観光客へ憩いの場を提供するとともに砂丘らっきょうの産地を形成し、保健・飛砂防備保安林として重要な役割を果たしている。しかし、近年、保安林のマツ林は、松くい虫被害により、クロマツを主材木とする林相は年々悪化しており、裸地化部分も増加し、保安林等の機能が危ぶまれる状況となっている。このため、抵抗性マツの植栽など、保全対策について、引き続き格別のご尽力をいただきたい。	県・農林水産部	継続	農林水産部 林務水産課
37	治山事業について（県営事業：継続分）	下記事業の整備を促進していただきたい。 【継続事業】佐治地域・・・加瀬木（家の上谷川・宮の谷川）地区（予防治山）	県・県土整備部	継続	農林水産部 林務水産課
38	竹林整備事業費について	放置され荒廃した竹林対策として竹の抜取りによる竹林整備事業を促進していくため、本事業予算を確保していただくとともに、平成29年度までを適用期間とする主要な財源である鳥取県森林環境保全税の継続をしていただきたい。	県・農林水産部	継続	農林水産部 林務水産課
39	漁港浚渫の補助制度について	水産物供給基盤機能保全事業において、本市が管理する漁港のうち採択要件に合致しない漁港についてその機能を継続して保全する必要があるため、当面の間は国費助成が可能となるよう採択要件の拡充並びに補助対象期間の延長をお願いしたい。	水産庁 県・県土整備部	新規	農林水産部 林務水産課
40	漁港浚渫と海岸事業の連携について	漁港への砂の堆積は、冬季の波浪により毎年発生し、多額の浚渫経費を要している。 海岸は浸食され、漁港には堆砂するという状況の中で、漁港管理者は浚渫した砂を海岸を守るための養浜としてサンドリサイクルしている。 養浜にかかる費用の補助として平成27年度より砂の運搬・投入経費への助成をいただいているところであるが、事業の大半を占める浚渫経費についても補助対象となるよう事業の拡充をお願いしたい。 【関係する漁港と海岸】 (1) 岩戸漁港・・・湯山・岩戸地区海岸 (2) 酒津漁港・・・宝木・水尻海岸 (3) 船磯漁港・・・浜村海岸	県・県土整備部	継続	農林水産部 林務水産課
41	漁港浚渫と河川事業の連携について	河口に位置している漁港においては、砂の堆積が顕著であり、河川維持事業である河床掘削との関連性が高く、連携が必要である。 特に、岩戸漁港と関連する塩見川河床掘削においては、漁業への影響が出ないように浚渫時期の調整等を行い適正な維持管理をお願いしたい。 【関係する漁港と河川】 (1) 岩戸漁港・・・塩見川 (2) 酒津漁港・・・河内川 (3) 夏泊漁港・・・勝部川	県・県土整備部	継続	農林水産部 林務水産課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
42	漂砂対策について	<p>漁港における砂の堆積は、冬季の波浪により毎年発生しており、漂砂対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>漁港管理者や海岸管理者が、個別に漂砂調査を実施しても限界があるため、県レベルでの広域的な漂砂調査を実施して、漂砂メカニズムの解明をしていただきたい。</p>	水産庁 県・県土整備部	継続	農林水産部 林務水産課
43	農業農村整備事業、及び日本型直接支払制度の予算確保について	<p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。この現状を放置すれば、共同作業等を土台として成り立ってきた農業生産が維持できなくなるだけでなく、農地の荒廃による国土保全上の問題も深刻化する。さらには、食料の安定供給機能や多面的機能の発揮にも悪影響を及ぼすことになる。</p> <p>このため、農地・農業用水や環境等地域資源を将来にわたり持続的かつ適切に保全するため、担い手への農地集積の加速化、農業水利施設の老朽化などに対応するための機能保全計画の策定、農業生産基盤の整備の推進が求められている。あわせて、地域が主体となった資源の保全管理活動の支援を継続することが必要となっている。</p> <p>ついては、次の事項について格別のご配慮をお願いしたい。</p> <p>(1) 国民の命や暮らしを支え、強い農業の基盤づくりを実現する農業農村整備事業の予算確保</p> <p>(2) 地域の共同活動による耕作放棄地の発生防止や農業用水等の地域資源の維持・保全に資する、日本型直接支払制度の充実と必要な予算確保</p>	農林水産省 県・農林水産部	継続	農林水産部 農村整備課
44	<p>高速道路ネットワークの整備推進について</p> <p>《重点要望》</p>	<p>1 山陰自動車道 鳥取西道路の平成29年度の全線供用に向けて、着実に事業を推進していただきたい。</p> <p>2 山陰近畿自動車道 沿線住民の安全・安心な生活を支える基盤道路としてだけでなく、産業経済の発展や観光振興のため、計画延長全線の早期開通を推進していただきたい。また、「山陰近畿自動車道」と「山陰道」を結ぶ高速道路網の整備について、計画段階評価を早期に完了し、一日も早い事業化をお願いしたい。</p> <p>3 鳥取自動車道 平成24年度に暫定2車線で全線供用された「鳥取自動車道」佐用JCTから鳥取IC間の定時性・安定性の向上を図るため、早期に4車線化を行っていただきたい。</p> <p>当面、付加車線を早期に整備していただきたい。</p>	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
45	山陰近畿自動車道駒馳山バイパスへのインターチェンジ整備について 《重点要望》	駒馳山バイパスの開通により鳥取砂丘周辺を含む福部町地内の車両の通行形態は大きく変わり、地元福部地域のまちづくりも転換期を迎えている。 今後、鳥取砂丘周辺の観光振興、渋滞対策、周遊促進の強化とともに、近隣地域の防災・福祉等の充実など、福部町地域の新たなまちづくりを進めていくには、福部IC～大谷IC間に新たなインターチェンジが設置され、駒馳山バイパスが有効に活用されることが必要不可欠であると考えている。 については、駒馳山バイパス福部IC～大谷IC間の適地に新たなインターチェンジの整備をお願いしたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
46	一般国道バイパス等の整備促進について (1) 一般国道29号バイパス建設促進	下記事業の早期完成に向けて事業を促進していただきたい。 津ノ井バイパス全線の4車線化及び津ノ井バイパス分岐点から八頭町堀越間の4車線化と歩道の早期整備についてご尽力をお願いしたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
47	一般国道の線形・視距・交差点改良の促進について	線形改良・視距改良・交差点改良の事業を促進していただきたい。			
	(1) 一般国道9号局部改良の促進（福部町細川地内）	福部町細川地内の如来橋の拡幅及び付近危険箇所の整備促進にご尽力をいただきたい。 (関連事業：塩見川河川改修事業)	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 一般国道482号改良整備促進	用瀬町別府上～佐治町葛谷、佐治町細尾～尾際間総合改良計画の策定促進と佐治町 森坪（市道南岸線終点）～加瀬木橋の道路改良促進	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 一般国道53号用瀬改良整備促進（用瀬町用瀬地内）	用瀬小学校下モ視距改良	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
48	中心市街地の渋滞緩和対策について	通勤・通学時に慢性的に渋滞が生じている国道53号（丸山～県庁区間）、県道若葉台東町線について、渋滞緩和対策を講じていただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
49	都市計画道路（県施行）の促進について	下記事業の早期完成に向けて事業を促進していただきたい。			
	(1) 都市計画道路大工町土居叶線（鳥取市富安1丁目～叶間）	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 都市計画道路立川飯山線（鳥取市立川5丁目～岩倉間）	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
	(3) 都市計画道路美萩野覚寺線（鳥取市安長～商栄町、湖山町西～湖山町北間）	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
50	県道の整備促進について				
	1 主要地方道 (1) 「鳥取鹿野倉吉線」 ①高住～福井間	①良田地内の事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 「鳥取鹿野倉吉線」 御熊～ゴルフ場入口	本路線は、鳥取市西地域から鳥取市内へ通勤するための重要な生活路線である。融雪装置の管理については、鳥取市御熊付近～旭国際浜村温泉ゴルフクラブ進入口付近間（約1.5km）の改善を図っていただいているところであるが、水量が少なく、十分な融雪ができていない箇所が見受けられ、利用者の安全確保のため引き続き改善いただきたい。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 「鳥取河原線」 下味野～倭文	整備促進、用地買収の実施	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 「鳥取河原用瀬線」 報徳～金原間	道路改良、歩道整備	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(5) 「郡家鹿野気高線」 下砂見地内	拡幅改良の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	2 一般県道 (1) 「国安桂木線」 古郡家～国安間改良整備	道路拡幅、歩道整備 鳥取自動車道から津ノ井工業団地への物流ルート	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 「金沢伏野線」 金沢～伏野間改良整備	拡幅改良の事業促進、早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 「矢矯松原線」 松原～吉岡温泉間改良整備	鳥取西道路アクセス道路整備 吉岡温泉町方面への事業延伸	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 「伏野覚寺線」 丸山～覚寺間改良整備	歩道整備	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(5) 「加茂用瀬線」の改良整備（用瀬町江波地内）	県境部の事業実施	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(6) 「小内加茂線」の改良整備	未改良区間（高山～津野）の拡幅改良早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(7) 「県道俵原青谷線」 善田バス停待ち合わせスペースの整備	青谷町善田のバス停は、日置川沿いにあり待ち合いスペースがない。青谷小学校の完全統合により平成22年度から日置谷地区の児童がバス通学を始めたこともあり、危険防止のためにも待ち合いスペースを整備していただきたい。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(8) 「杣小屋曳田線」 河原町曳田～天神原間改良・歩道整備	バイパス計画の事業促進、早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
(9) 「若葉台東町線」海蔵寺～桜谷間	歩道整備の事業促進、早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課	
(10) 「鳥取国府線」卯垣～岩倉間	歩道整備の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課	

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
50	(11) 「三代寺宮下線」中郷橋の拡幅	中郷橋の拡幅改良	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(12) 「湯山鳥取線」鳥取砂丘入口交差点の改良	当該交差点は、鳥取県東部圏域最大の観光地である鳥取砂丘の玄関口として多くの観光客が通過している。そのうえ、駟馳山バイパスの全線開通で福部 I C から砂丘方面への観光客の車両が増加することが予想されている。ついては、車両や歩行者の安全確保とともに、新設した市営駐車場等への円滑な車両の誘導を図るため、当該交差点の適切な改良をお願いしたい。 ・福部 I C 方向から砂の美術館展望駐車場への右折専用レーンの設置 等	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(13) 「本鹿高福線」の改良・歩道整備（河原町佐貫地内）	バイパス計画の事業促進、早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(14) 「金沢伏野線」の歩道整備（金沢～松原間）	歩道整備の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(15) 「御熊白兔線」 J R 高架下狹隘部の改良	拡幅改良の事業促進、早期完成	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
51	一級河川千代川水系の改修事業の促進について	下記事業の早期完成に向けて事業を促進していただきたい。			
	1 広域基幹 宮長地区治水対策及び山白川、狐川における環境用水等の検討	①治水対策の事業の促進と早期完成（宮長地区） ②山白川、狐川の非灌漑期における環境用水等の検討	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	2 広域一般 (1) 大路川河川改修（東大路地区、大宮橋～吉成橋間）	事業の促進と早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 塩見川（福部町岩戸～栗谷）河川改修	事業の促進と早期完成（国道 9 号如来橋狭小部の改修及び箭溪川合流部の改修）	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 清水川治水対策（吉成南町地区）	治水対策実施（吉成南町地区）	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 大井手川河川改修（徳尾～菖蒲間）及び治水対策（菖蒲地区）	事業の促進と早期完成（徳尾～菖蒲間） 治水対策実施（菖蒲地区）	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
51	3 河川修繕事業 (1) 湖山川(金沢～長柄) 河川改修	事業の促進と早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	4 単県河川 (1) 勝谷川(鹿野町寺内) 河川改修	河川幅が狭く氾濫し、床下浸水が起きているため河川改修の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 勝部川(青谷町) 河川改修	勝部川統合河川整備事業の勝部川改修L=2,200m及び日置川改修(当初分L=600mと延伸分L=800m)の早期完成。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 勝部川(青谷町) 河川改修	勝部川河口の閉塞の解消(浚渫、導流堤)	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 勝見川(気高町)	改修計画が中止されている区間の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	5 千代川 千代川の親水護岸整備 (用瀬町別府～美成)	「流し雛の館」北側より上流部の整備	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	6 千代川 千代川の河床掘削	瀬戸川取水樋門より上流部	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
7 千代川 千代川大淵堰改修	大淵堰及び堤外水路の改修	国土交通省 県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課	
52	急傾斜地崩壊防止、地滑り対策及び砂防事業の促進について				
	1 通常砂防工事 (1) 音谷川(上砂見) 砂防事業	事業の促進と早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) トヨケ谷川(用瀬町宮原) 砂防事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 宮の奥川(福部町箭溪) 砂防事業	事業の促進と早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 三谷川(矢矯) 砂防事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(5) 竹谷川、堂谷川(下味野) 砂防事業	早期事業化	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
	2 急傾斜地崩壊防止 (1) 横枕地区急傾斜地対策事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
52	(2) 高路地区急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 姉泊地区（気高町八束水）急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 勝見地区（気高町勝見）急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(5) 滝山地区急傾斜地対策事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(6) 宮原地区（用瀬町宮原）急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(7) 赤波地区（用瀬町下土居～上土居）急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(8) 片山地区（河原町片山）急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(9) 河内地区急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(10) 浜村地区（気高町浜村B, C地区）急傾斜地対策事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(11) 勝見地区（気高町勝見C地区）急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(12) 谷地区（国府町谷地区）急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(13) 西分地区（気高町上光地区）急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(14) 蔵見地区（福部町蔵見）急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(15) 屋敷地区（福部町栗谷）急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(16) 東今在家地区急傾斜地対策事業	早期事業化	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
	(17) 小谷地区（気高町浜村）急傾斜地対策事業	早期事業化	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
53	海岸侵食対策事業の促進について				
	(1) 白兔海岸の海岸侵食対策の促進	人工リーフ設置の事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 湯山海岸の海岸侵食対策事業の促進	人工リーフ設置事業の促進	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 姉泊海岸の海岸侵食対策の促進	人工リーフ設置の事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 浜村海岸の海岸侵食対策の促進	人工リーフ設置の事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(5) 水尻海岸の海岸侵食対策の促進	人工リーフ設置の事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(6) 井手ヶ浜海岸の海岸侵食対策の促進	人工リーフ設置の事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
54	海岸保全区域内の調査について	下記の海岸は、度重なる波浪により浸食され危険な状況となっており、原因を特定するための調査・検討を早急にお願したい。 (1) 伏野海岸 (2) 小沢見海岸 (3) 宝木海岸	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
55	手動式樋門の動力式などへの切り替えについて	本市に管理委託されている国・県管理の樋門のうち、手動式樋門について、津波を含めた災害時の迅速な対応による安心・安全対策と地元操作員の負担の軽減のため、動力式やフラップゲートへ切り替えていただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市環境課
56	樋門、揚水機場の契約・報告等に要する事務費について	国・県の樋門、揚水機場は、本市と受託契約を締結しているが、実際の点検・操作は地元等に再委託をしており、契約事務に要する職員人件費や点検報告書等に要する印刷費等は市費で負担しているため、委託料に事務費を計上していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市環境課
57	樋門操作員に対する補償の取り扱いについて	国・県の樋門は本市と受託契約を締結しているが、実際の点検・操作は地元等に再委託を行なわないと受託出来ない状況である。操作員が万一、負傷、障がい又は死亡した場合の補償について、制度化されておらず、鳥取県は独自に民間の保険加入をしていただいているが、国の委託分については、市で民間の損害保険に加入している現状にある。このことについて、国において直接加入して頂くか、市が加入した保険料について委託料に計上していただくなど、受託にあたって明確に制度化していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市環境課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
58	砂防事業、治山事業に伴う市管理普通河川（流路工）の財源措置について	県の事業化に伴い、単独砂防堰堤並びに治山堰堤の事業着手により、県事業範囲で下流流路（普通河川）の整備が管理者である本市に整備を求められている現状である。県施工による施設本体が完成しても、市施工区間となる下流流路の整備が現状では単市での施工となることから、流路工の整備については、国の交付金で事業化できるよう財源措置並びに制度化していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	新規	都市整備部 都市環境課
59	中心市街地活性化事業について 交付金事業 (1)尚徳町地区 暮らし・賑わい再生事業 (2)空き家空き床対策助成事業	下記事業について予算枠を確保していただきたい。 (1)平成27～平成31年度 鳥取赤十字病院建替え事業支援（間接補助） (2)平成27～平成31年度 中心市街地における住宅改修支援（間接補助）	国土交通省 県・生活環境部	継続	都市整備部 中心市街地整備課
60	生活交通手段を維持確保するためのバス補助制度の改善について	路線バスは、本県の住民にとって最も身近な公共交通機関であり、特に高齢者や児童生徒など自家用車を利用できない人にとっては日常生活を営む上で必要不可欠な交通手段となっている。 しかし、県内のバス路線については、利用促進の働きかけにもかかわらず、マイカーの普及、過疎化、少子化などにより、多くの路線が赤字での運行を余儀なくされている。こうした状況を受け、国においては、生活バス路線運行の維持に係る補助要件の緩和や支援の拡充及び特別交付税措置を継続していただきたい。	国土交通省 県・地域振興部	継続	都市整備部 交通政策課
61	生活交通体系構築支援補助金の制度改善について	本市では、利便性が高く効率的な公共交通を目指し、バス路線網の再編をすすめている。再編においては、利用者数に合わせて乗合タクシーなどを導入している。この乗合タクシーに対しては、県においても生活交通体系構築支援補助金により補助対象経費の上限を運行費用の60%として支援をしていただいている。 しかしながら、乗合タクシーは利用者の数が少ないため運行しているものであることから収益率は16%程度となっており、40%の収益確保には程遠いのが現状である。 については、生活交通体系構築支援補助金の乗合タクシーに対する支援について、補助対象経費の上限を運行費用の80%に引き上げていただくよう要望する。	県・地域振興部	継続	都市整備部 交通政策課
62	鳥取港における迅速な通関手続体制の整備について	鳥取港における外国貿易貨物の取扱量は、平成13年の9.5万トンピークに減少し、平成19年の中国産川砂輸出禁止以降は、数千トンまで落ち込んだが、近年は、中国からの融雪剤や石材の輸入により2万トン超まで回復している。 また、鳥取港振興会では、外国貿易を促進するため、荷役経費等の補助や港湾手数料の減免措置等を実施しており、中国への原木輸出など新たな外国貿易貨物の動きも出てきた。 しかし、鳥取港は関税法上の開港指定の港湾ではないため、鳥取監視署では通関手続ができず、利用者にとって大きな支障となっている。 については、鳥取自動車道開通、山陰自動車道・山陰近畿自動車道の整備が進展する中、鳥取港の物流機能強化に対する期待が高まっていることから、鳥取港における迅速な通関手続体制を整備していただくよう要望する。	県・県土整備部	継続	都市整備部 交通政策課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
63	鳥取港へのクルーズ客船誘致の推進について	<p>全国各地の港湾でクルーズ客船誘致の取組が活発化しているなか、鳥取港においても、市民参加による「おもてなし」など、官民、地域が一体となってクルーズ船の寄港拡大に取り組んでいる。</p> <p>しかし、今後、さらに全国的に誘致競争が繰り広げられることが予想され、鳥取港への寄港も困難となることが予想される。</p> <p>については、鳥取港へのクルーズ客船誘致について、引き続き強力で推進していただくよう要望する。</p> <p>また、寄港実績のある「にっぽん丸」や「ぱしふいっくびいなす」だけでなく、他のクルーズ客船の寄港についても促進していただくよう要望する。</p>	県・県土整備部	継続	都市整備部 交通政策課
64	山陰新幹線の整備推進について 《重点要望》	<p>日本海側国土軸の形成は、国家の成長や国土強靱化にとって非常に重要な課題であり、福岡・下関から山陰を縦貫し北陸・京阪地方に接続する山陰新幹線（リニア方式含む）の整備は、将来の国家戦略や国土形成を考えた場合、最優先に推進されるべき国家的プロジェクトと考えている。</p> <p>しかしながら、「山陰新幹線」構想は、国の基本計画策定から40年以上も棚上げの状態となっており、高速鉄道ネットワークが日本海側に欠落していることは、山陰地方や日本海沿岸都市の発展だけでなく、我が国全体の均衡ある発展を阻害している要因ともなっている。</p> <p>こうした中、平成25年6月に設立された鳥取市長が会長となる「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」には2府5県49市町村が結集し、調査研究や要望活動などとともに機運の醸成に取り組んできたところである。</p> <p>さらに、本年5月には「山陰新幹線を実現する国会議員の会」が設立されるなど政界、財界などとともに地域が一丸となって山陰新幹線の整備、北陸新幹線小浜舞鶴京都ルート実現に向けた取組を強力で展開しているところである。</p> <p>については、山陰新幹線の整備実現に向け、国による本格的調査研究の早期着手と国家戦略的観点からの新たな国主体の整備方式の検討を要望するとともに、現在検討されている北陸新幹線敦賀以西ルートについても、将来の山陰新幹線との接続を見据え、小浜舞鶴京都ルートの実現について、全県が一丸となった強力な取組を推進していただきたい。</p>	国土交通省 県・地域振興部	新規	都市整備部 交通政策課
65	高速鉄道の整備推進について	<p>鉄道の高速化は、地域の経済・文化の発展と住民福祉の向上など地方創生に不可欠なものである。しかしながら、鳥取県東部の鉄道ネットワークは電化さえもされておらず、非常に脆弱な状況である。</p> <p>については、鳥取県東部の鉄道ネットワークについて、電化、複線化など在来線の充実を図るとともに、フリーゲージトレインの導入など高速鉄道網の早期整備を要望する。</p>	国土交通省 県・地域振興部	継続	都市整備部 交通政策課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
66	全国「みどりの愛護」のつどいの鳥取市開催について 《重点要望》	<p>全国「みどりの愛護」のつどいは、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かで潤いのある住みよい環境づくりと緑を守り育てる国民運動の積極的推進等を目的として、平成2年から全国各地で開催されている緑の祭典である。</p> <p>このつどいは、皇室の方々のご臨席を賜るとともに、全国の公園緑地等の愛護団体や地域の緑化・緑の保全団体などの緑の関係者が多数参加される見込みである。</p> <p>本市では、平成25年に開催された全国都市緑化フェアを契機に現在様々な緑化活動に取り組んでいるが、緑豊かな素晴らしい鳥取県をさらに全国に情報発信し、都市緑化施策のより一層の充実を図るには、平成30年の中核市移行や平成31年の市制施行130周年及び新本庁舎完成などの本市の飛躍が期待される時期にあわせ、全国「みどりの愛護」のつどいを記念事業として開催することが最も効果的と考える。</p> <p>ついでには、平成31年に開催予定の第30回全国「みどりの愛護」のつどいの鳥取県招致と鳥取市開催についてご配慮いただきたい。</p>	国土交通省 県・生活環境部	新規	都市整備部 都市環境課
67	社会資本整備総合交付金事業について	社会資本整備総合交付金事業について、『市町村道における安全で快適生活道路の整備』の予算枠を確保していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 道路課
68	防災・安全社会資本整備交付金事業について	<p>下記事業の整備について予算枠を確保していただきたい。</p> <p>(1) 防災・安全社会資本整備交付金事業について、『安全で安心できる生活空間の整備による「あんしん鳥取」の創出』の予算枠を確保していただきたい。</p> <p>(2) 防災・安全社会資本整備交付金事業について、『歩行空間の確保による安心で安全な通学路整備』の予算枠を確保していただきたい。</p>	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 道路課
69	県道の市町村への移管について	市町村の財政事情を考慮し、移管に際しては、歩道橋・橋梁などの将来の大規模改修にかかる経費負担を明確にし、道路用地を官有地とした上で協議をしていただきたい。また、広域農道及び県道側道の新設にともなう市道移管については、安定（完成後1年以上経過）した後の移管としていただきたい。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課 道路課
70	高速道路整備に伴う既設市道の移設等について	高速道路整備に伴う既設市道の移設については、地元の従前の利用状況を十分に把握したうえで、省エネ照明灯の設置や道路法面等のコンクリート被覆による除草経費の削減など維持管理経費が抑制できるよう、市道及び道路付属施設等の整備をお願いしたい。	国土交通省	継続	都市整備部 都市企画課 道路課
71	市営住宅建設事業等の促進について ・吉成団地改修 ・旭町団地個別改修 ・西浜団地改修に伴う借上住宅家賃	「社会資本整備総合交付金」の予算枠の確保をお願いしたい。	国土交通省 県・生活環境部	継続	都市整備部 建築住宅課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
72	県営事業に係る負担金の見直しについて	国の直轄事業負担金の見直しとあわせ、市町村負担金の見直しを行なっただき、最終的には廃止していただきたい。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
73	道の駅「神話の里白うさぎ」を活かした周辺地域の活性化について	道の駅「神話の里白うさぎ」は、平成18年の開設以降、白兔海岸周辺の観光・地域振興拠点として多くの観光客等に利用されている。しかし、山陰道の整備が進展するなか、今後の道の駅の利活用方策をはじめ、「白兔神社」「気多ノ前展望広場」等の周辺の観光名所、国道・県道等の再整備などについて改めて検討を要する時期にきていると考えている。 平成26年度には、国土交通省により全国35の「重点道の駅」の一つに選定され、今後関係機関が連携し、本道の駅を地域創生の拠点施設としてリニューアルすべく整備内容等の検討を進めている。ついては、道の駅を含む白兔周辺地域全体の整備推進にご協力いただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課 都市環境課
74	気高道の駅（仮称）の整備について	本市では、平成26年度にとりまとめた「気高道の駅（仮称）整備基本構想・基本計画」に基づき、浜村鹿野温泉 I C（仮称）付近の主要地方道郡家気高鹿野線沿線において、道路管理者である鳥取県との一体型による「道の駅」整備に本年度より着手し、平成30年度末の完成を目指して事業を推進することとしている。 ついては、今後の円滑な事業推進のため、引き続き格別の事業連携をお願いしたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
75	鳥取西道路整備に伴う工事車両通行路線の修繕について	鳥取西道路の資材運搬・残土運搬等で大型車の通行が増大し、通行路線（市道）の舗装のひび割れ、陥没等が頻発している。 今後の工事期間中において一般車両の安全な通行が確保されるよう、発注者・請負者等関係機関の連携による維持補修体制を速やかに構築していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
76	県道への案内標識設置について	鳥取西道路の供用開始とあわせ、吉岡温泉 I C（仮称）、瑞穂 I C（仮称）、浜村鹿野温泉 I C（仮称）と各 I C と接続する県道交差点における市内主要観光地や施設等への案内標識の整備をお願いしたい。	国土交通省 県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
77	鳥取城跡周辺の賑わいの創出について	本市では昨年度「鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョン」を策定し、史跡鳥取城跡の文化財としての保存・維持と活用、観光地としてのポテンシャルを高めるための啓発と整備、市民・観光客への歴史性・文化性のアピール等を行うこととしている。 従来より県・市が連携して周辺の駐車場対策などを行ってきたところであり、引き続き、総合的な鳥取城跡周辺の賑わいづくりについて県・市連携した取り組みをお願いしたい。	県・文化観光 スポーツ局	継続	都市整備部 都市環境課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
78	安全で安心なゆとりある住環境の整備について 交付金事業 (1) 戎町地区優良建築物等整備事業 (2) 新たな住宅供給方式等の促進支援 (3) 住まいの総合相談窓口設置等 (4) 久松地区街なみ環境整備事業	鳥取市における安全で安心なゆとりある住環境の整備について予算枠を確保していただきたい。 (1) 戎町地区優良建築物等整備事業 (2) 新たな住宅供給方式等の促進支援 (3) 住まいの総合相談窓口設置等 (4) 久松地区街なみ環境整備事業（道路美装化、電線地中化等・平成27～平成30年度）	国土交通省 県・生活環境部	新規	都市整備部 中心市街地整備課 都市環境課
79	土木積算システムの適切な運用について	本市では、県と同じ土木積算システム（エスティマ）により土木積算業務を行っているが、施工パッケージ型積算方式については、単価の積算内容がわかりづらいことにより、特に二次製品の材料単価入力において入力ミスを起こす可能性が高いシステム構成となっている。 については、本システムを利用している自治体等の意見を聴取し、より違算リスクの少ない積算システムの構築をお願いしたい。あわせて、システム変更後は、関係自治体に対し十分な講習を行っていただきたい。（例：材料単価の単位の統一、積算条件・施工単価明細等の簡明な表示等）	国土交通省 県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
80	下水道予算枠の確保について	近年、防災・安全社会資本整備交付金が要求額に対して減額されている状況である。 社会ストックの適正管理のための長寿命化対策、市民の安全性向上のための震災対策や浸水対策等、多額の費用を要する事業が多いため、国費の助成なしでは事業の円滑な実施が困難である。予算枠の確保をお願いしたい。	財務省 国土交通省 県・生活環境部	新規	環境下水道部 下水道企画課
81	安長ポンプ場の管理移管について	昭和48～49年頃、県によるJR湖山貨物基地造成に伴い、周辺住民から既設水路等への排水の了解が得られず、基地からの汚水排水（処理水）・雨水排水を処理するため、千代川までの専用排水路と排水ポンプ場が新規設置された。 当時排水される水路（通称鯉川）は国有水路であったため、ポンプ場及び排水管路施設（専用排水路）等については、昭和51年に県との「公有財産譲与契約書」が締結され、維持管理を市が行うこととなった。 その後、県により大井手川放水路が整備され、このポンプ場は河川排水（大井手川→野坂川）を行うポンプ場となった。 平成27年度には湖山貨物基地への汚水整備等が完了し、これら専用排水路やポンプ場が不要となる見込みである。このため、早期に県への移管をお願いしたい。	県・県土整備部	継続	環境下水道部 下水道企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
82	浄化槽法定検査の向上対策について	<p>浄化槽法に定める事務については、平成24年度より事務移譲が行われているが、浄化槽管理者への法定検査受検の推進を図ることが課題となる。</p> <p>また、平成30年度に本市の中核市移行により、保守点検業者の登録が権限移譲される。</p> <p>権限移譲に向けて、現在、県の事務である検査機関の指定並びに保守点検業者の登録において、県と指定検査機関並びに保守点検業者が連携して、保守・清掃・法定検査を一体的に実施、管理できる仕組みを構築し、検査率の向上に支援をお願いしたい。</p>	県・生活環境部	継続	環境下水道部 下水道経営課
83	放射性廃棄物に関する法整備と処理方法の確立について	<p>現在、本市においては自然由来の不法投棄物の処理に苦慮しているが、放射性投棄物に関する環境法を見直し、処理方法の確立を要望する。</p> <p>平成25年1月、本市において放射性投棄物が発見され、処分先・処分方法等について県を通して国へ問い合わせたところ、投棄物が自然由来の物であり法の対象外または放射線量が低く法規制の対象外との見解であった。</p> <p>投棄現場の地権者からは早期撤去を求められているが適正な処分先もなく、他所への移動もできないまま現地で仮保管をしている。</p> <p>東日本大震災の放射能問題による住民感情もあり、市有施設等への移設もできない状況である。</p> <p>早期に環境法等の法整備を行い、適正に処分できるようにするとともに、処分にかかる費用についても補助制度の確立をお願いしたい。</p>	環境省 県・生活環境部	継続	環境下水道部 生活環境課
84	学校施設の耐震化に伴う国の支援措置の充実について	<p>子どもたちの安全・安心な教育環境を確保するため、小中学校の施設の耐震化を最優先で取り組んでいるが、平成27年度まで行っていた耐震化に伴う国庫補助率(1/3→1/2)のかさ上げについて、再構築を検討し、補助金の充実をお願いしたい。(平成29年度執行予定の小中学校体育館の耐震化に活用)</p>	文部科学省 県・教育委員会	継続	教育委員会事務局 教育総務課
85	学校施設環境整備改善交付金の拡充について	<p>1 小中学校の空調設備(エアコン)及びトイレ改修については、児童生徒を取り巻く環境の変化から、関係者からの要望等も強く、喫緊の課題として計画的に取り組んでいる。そのため要望額に応じた予算措置をお願いしたい。(H28要望に対し全て不採択)</p> <p>2 本交付金には、水泳プールの新改築及び耐震補強事業しか対象となっていない。しかし、本市にとっては、小中学校の既存の水泳プールの老朽化は深刻な状況となっており、今後計画的に改修する必要がある。その上で、財源確保の観点から、改修についても対象となるようお願いしたい。</p>	文部科学省 県・教育委員会	継続	教育委員会事務局 教育総務課
86	少人数学級の実現について	<p>鳥取県においては、平成24年度より全学年で少人数学級が実施となったが、国においては「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の改正が行われず、小学2年生以降は加配の配分で実現してため、来年度以降、少人数学級の実施に向けた法改正を実現するようお願いしたい。</p> <p>また県においては、国への働きかけを引き続きお願いしたい。</p>	文部科学省 県・教育委員会	継続	教育委員会事務局 学校教育課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
87	教職員の勤務に係る条件整備について	<p>現在、土曜日を活用して教育課程内の学習活動を行ったり、地域学習や体験学習を積極的に取組んでいこうとしたり動きが始まっている。この中で、代休を設けないいわゆる「土曜授業」については、その効果を上げるために、ある程度の実施回数が必要であると考え。</p> <p>そのためには、教職員の勤務が重要となってくるが、教職員の勤務条件を考えるとすぐに実施できる状況ではない。</p> <p>したがって、国・県には「土曜授業」のねらいを生かすためにも、まずは教職員の勤務時間等の条件整備に取り組んでいただくことを要望する。</p>	<p>文部科学省 県・教育委員会</p>	継続	教育委員会事務局 学校教育課
88	放課後児童クラブの施設整備費に対する単県かさ上げ助成の再開について	<p>鳥取県においては、平成26年度、放課後児童クラブの整備に係る単県でのかさ上げ助成制度を設けていただき、本市においても活用させていただいた。</p> <p>しかしながら、本制度は平成26年度限りであり、児童福祉法上4年生以上も放課後児童クラブの対象児童とされたのは平成27年度からである。</p> <p>今後も4年生以上の受け入れに対応した施設整備が必要であり、平成29年度以降、再度補助金のかさ上げ助成をお願いしたい。</p>	<p>県・福祉保健部</p>	継続	教育委員会事務局 学校教育課
89	公職選挙法の改正について	<p>現在、郵便投票ができる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、障がいがある一定の程度の人と、介護保険の被保険者で要介護5の人が対象となっている。</p> <p>近年の急速な高齢化社会の進展に伴い、投票所で投票することが困難な要介護者数も年々増加している。介護保険の被保険者は要介護5に限定せず、要件の緩和をお願いしたい。あわせて代理記載についても認めていただきたい。また、身体障害についても、片側の下肢機能障害を要件に追加する等の緩和をしていただきたい。</p> <p>県選挙管理委員会においては、上記要望の国への働きかけをお願いしたい。</p>	<p>総務省 県・選挙管理委員会</p>	継続	選挙管理委員会事務局
90	選挙執行経費基準の見直しについて	<p>期日前投票所の設置については、大半が市役所、区役所又は町村役場に設けられていることが前提となっており、投票管理者と投票立会人の報酬と事務従事者の超過勤務手当のみ積算されている。</p> <p>本市では、平成24年から商業施設に期日前投票所を設置しており、1日平均1,000人以上の投票がある。この投票所の設置運営に多くの費用が必要であり、実態に合う経費基準に見直していただきたい。</p> <p>県選挙管理委員会においては、上記要望の国への働きかけをお願いしたい。</p>	<p>総務省 県・選挙管理委員会</p>	継続	選挙管理委員会事務局

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
91	<p>簡易水道統合後の旧簡易水道施設についての国庫補助金の期間延長及び統合後の事業の運営経費の不足分に対する財政支援について</p> <p>《重点要望》</p>	<p>簡易水道事業については、平成28年度までに隣接する上水道に統合する計画書を提出していなければ国の補助対象とならなかったため、統合計画書を提出して国庫補助を受け施設の整備を行ってきた。</p> <p>当市は山間部の面積が広く、統合の対象となる小規模な簡易水道施設を多数(統合計画時77事業)有しており、簡易水道統合整備を平成28年度まで実施してきたものの、統合後も未完成の事業が多数残ることから、このまま統合を迎えれば多額の事業費と統合までの簡易水道事業債の償還が上水道事業単独の負担となる。</p> <p>また、事業は一般会計からの繰り入れや国庫補助などを主要な財源として運営してきた。そのため、事業統合後、旧簡易水道の運営経費の不足分を上水道事業が負担することとなると、独立採算制である上水道事業の安定経営に支障をきたす恐れがある。</p> <p>平成28年1月に簡易水道事業統合の国庫補助(交付金)について期限延長が図られたものの、用地交渉や他事業による遅れなどの理由で平成31年度末まで延期となる一部の事業を対象とするものであり、統合後の旧簡易水道施設を対象としたものではない。</p> <p>よって、簡易水道事業統合に対する国の財政支援について次の事項を要望する。</p> <p>(1) 簡易水道事業統合後10年間の整備事業に対して、国庫補助(交付金)交付要件の緩和と補助率等の拡充をしていただきたい。(厚生労働省関係)</p> <p>(2) 統合水道に係る統合後に実施する建設改良に要する繰出基準等の拡充により、統合後の水道事業に対する財政支援を行っていただきたい。(総務省関係)</p> <p>(3) 辺地債及び過疎債の対象は、辺地地域及び過疎地域の簡易水道事業に限定されているが、これを統合後の当該地域の上水道事業にまで拡大していただきたい。(総務省関係)</p>	<p>厚生労働省 総務省 県・生活環境部</p>	<p>継続</p>	<p>鳥取市水道局 経営企画課</p>
92	<p>水道管路耐震化等推進事業における交付基準の緩和について</p> <p>《重点要望》</p>	<p>地震等の災害時における水道施設の被害を最小限に抑えるため、管路の耐震化、管路のループ化・二重化などのバックアップ機能整備、水管橋の耐震化などの事業を実施し、早期のライフライン強化に取り組んでいる。</p> <p>しかし、これらの事業には多額の事業費を要するため、水道施設の耐震化が進まないのが現状である。</p> <p>施設の耐震化を促進し、安全で強靱な水道事業を実現するため、国においては交付基準の見直しをしていただくとともに、バックアップ機能整備、水管橋の耐震化、全ての管種の更新についても補助対象となるようお願いしたい。</p>	<p>厚生労働省 県・生活環境部</p>	<p>継続</p>	<p>鳥取市水道局 工務課</p>

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
93	国庫補助金を要望額どおりとするための予算確保について	当市では簡易水道統合整備事業及び浄水施設整備事業(城山浄水場)について国庫補助金(交付金)の申請を行っているが、平成27年度は要望額の7割以下、平成28年度は要望額の半分以下(城山浄水場)の内示となっており、年々要望額どおりとならない傾向にある。このような状況のままでは、補助を受けられなかった部分について企業債を充てる等の対応が必要となるため、企業債残高のさらなる増加を招き、水道事業の健全経営に重大な支障が生じることとなる。したがって、国庫補助金を要望額どおりとなるよう十分な予算を確保していただきたい。	厚生労働省 県・生活環境部	新規	鳥取市水道局 経営企画課
	項目		件数		
	93	新 規	30		
		継 続	124		
		計	154		